

■まい・あみ・アンバサダーの活躍に期待！

9月25日、『まい・あみ・まつり 2012』で選ばれた『まい・あみ・アンバサダー』の3人が町長を表敬訪問しました。

初めて男性のアンバサダーも選ばれ、少し緊張の面持ちでしたが、これからの活動に対する意気込みを語ってくれました。

10月3日の『シーテックジャパン』を皮切りに、町内外のイベントで阿見町をPR。観光大使としての活躍が期待されます。

2012

11

新たな顔ぶれで町をPR！



人と自然がつくる楽しいまちーあみ

●主な項目●

広報あみ

- まちの家計簿／平成 23 年度歳入歳出決算 … 2
- 平成 25 年度町保育所・私立保育園入所案内 …10
- 平成 25 年度放課後児童クラブ入会案内 …11
- 平成 25 年度放課後子ども教室入会案内 …12
- 第 35 回阿見町マラソン大会 …15
- 放射線の状況をお知らせします …16

URL <http://www.town.ami.ibaraki.jp/>

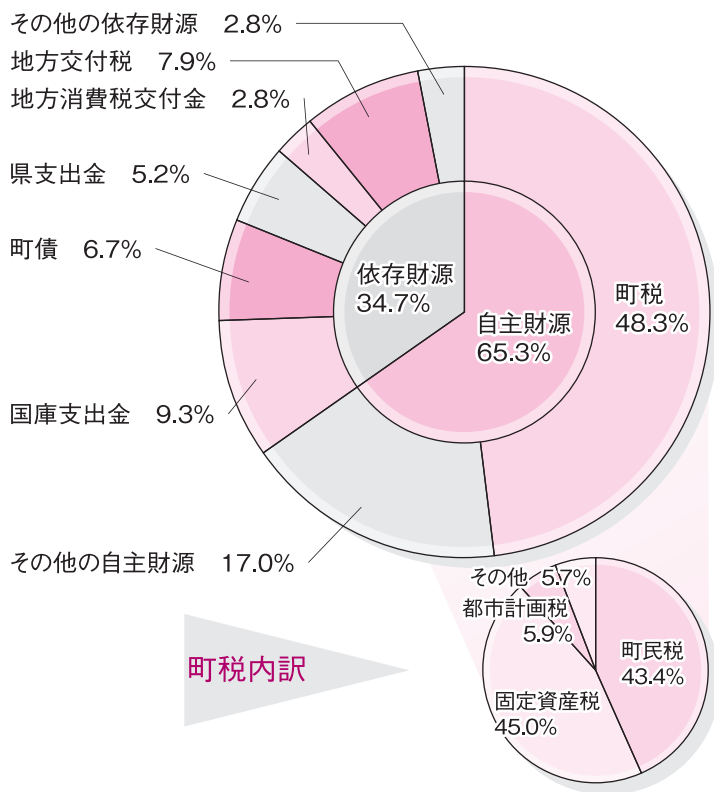
E-MAIL ami@town.ami.lg.jp

広報あみ 11 月号通常版 平成 24 年 10 月 26 日発行

まちの家計簿

平成23年度歳入歳出決算

一般会計歳入総額 153 億 6712 万 6 千円



歳入総額	153 億 6712 万 6 千円 (100.0%)
自主財源	100 億 4208 万 4 千円 (65.3%)
町税	74 億 2433 万 8 千円 (48.3%)
その他の自主財源	26 億 1774 万 6 千円 (17.0%)
繰越金	11 億 7335 万 8 千円 (7.6%)
繰入金	51 万 8 千円 (0.0%)
諸収入	9 億 7675 万 6 千円 (6.4%)
使用料・手数料	2 億 4534 万 3 千円 (1.6%)
その他	2 億 2177 万 1 千円 (1.4%)
依存財源	53 億 2504 万 2 千円 (34.7%)
国庫支出金	14 億 3362 万 6 千円 (9.3%)
町債	10 億 2360 万 円 (6.7%)
県支出金	7 億 9883 万 円 (5.2%)
地方消費税交付金	4 億 2675 万 9 千円 (2.8%)
地方交付税	12 億 949 万 7 千円 (7.9%)
その他の依存財源	4 億 3273 万 円 (2.8%)
地方譲与税	2 億 400 万 円 (1.3%)
地方特例交付金	6663 万 8 千円 (0.4%)
その他	1 億 6209 万 2 千円 (1.1%)

歳出

の目的別内訳では、前年度と比較して次の増減が

減となった項目 ▼町税・1億1666万円(1.5%)の減/震災などの影響による法人町民税の減など ▼国庫支出金・3億8721万4千円(21.3%)の減/安全・安心な学校づくり交付金の皆減など ▼繰入金・13369万5千円(9.6%)の減/老人保健特別会計繰入金の皆減など ▼町債・3億8230万円(27.2%)の減/臨時財政対策債の減など

歳入

は、前年度と比較して次の増減がありました。

一般会計

決算の概要

※()内は対前年度比率

増となった項目 ▼地方交付税・1730万3千円(1.5%)の増/震災復興特別交付税の皆増など ▼県支出金・7683万3千円(10.6%)の増/市町村復興まちづくり支援事業費交付金の皆増など ▼繰越金・3億894万6千円(35.7%)の増/純繰越金の増など ▼諸収入・5億5062万8千円(129.2%)の増/和解金の皆増など

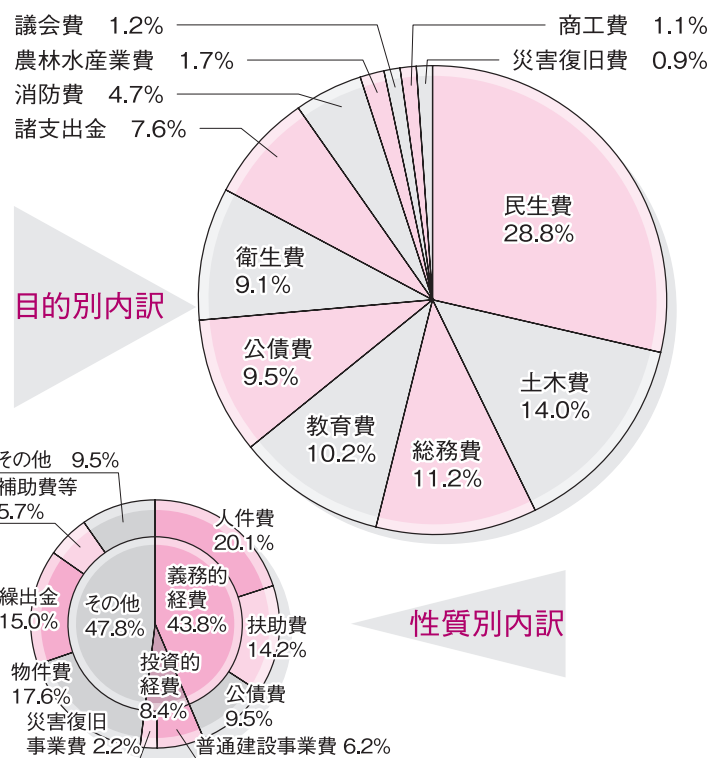
平成 23 年度一般会計の決算額は、歳入総額 153 億 6712 万 6 千円、歳出総額 139 億 1730 万 6 千円となり、前年度と比較し、歳入については、5902 万 2 千円（前年度比 0.4%）の増、歳出については、2 億 1744 万 1 千円（同 1.5%）の減となりました。

その結果、歳入歳出差引額（形式収支）は、14 億 4982 万円で、翌年度へ繰り越すべき財源として 4 億 3862 万円を充てると、実質収支額は、10 億 1120 万円となり、前年度と比較し、5175 万 8 千円の増となりました。

各会計を通じた決算総額は、歳入 264 億 3199 万 8 千円（一般会計 153 億 6712 万 6 千円・特別会計 110 億 6487 万 2 千円）、歳出 240 億 8494 万 2 千円（一般会計 139 億 1730 万 6 千円・特別会計 101 億 6763 万 6 千円）で、歳入歳出差引額（形式収支）は、平成 22 年度の 21 億 6520 万 5 千円に比べ、8.4% 増の 23 億 4705 万 6 千円となっています。

一般会計 歳出 総額 139 億 1730 万 6 千円

歳出総額	139 億 1730 万 6 千円 (100.0%)
民生費	40 億 1529 万 9 千円 (28.8%)
土木費	19 億 4223 万 4 千円 (14.0%)
総務費	15 億 5897 万 9 千円 (11.2%)
教育費	14 億 1868 万 1 千円 (10.2%)
公債費	13 億 2539 万 円 (9.5%)
衛生費	12 億 6390 万 6 千円 (9.1%)
諸支出金	10 億 5396 万 8 千円 (7.6%)
消防費	6 億 5470 万 9 千円 (4.7%)
農林水産業費	2 億 4062 万 3 千円 (1.7%)
議会費	1 億 7352 万 5 千円 (1.2%)
商工費	1 億 4946 万 4 千円 (1.1%)
災害復旧費	1 億 2052 万 8 千円 (0.9%)



● 減となった項目 ▼ 総務費：73 16 万 9 千円（4.5%）の減／総合窓口整備事業の皆減など ▼ 商工費：3178 万 5 千円（17.5%）の減／阿見東部工業団地・阿見吉原東地区企業誘致事業の減など ▼ 土木費：4 億 1853 万 9 千円（17.7%）の減／都市計画道路荒川沖・寺子線整備事業の減など ▼ 教育費：5 億 5848 万 6 千円（28.2%）の減／小学校学校施設整備事業の減など ▼ 公債費：2 億 6054 万 1 千円（16.4%）の減／元金償還費の減など

● 増となった項目 ▼ 議会費：4457 万 2 千円（34.6%）の増／議員報酬関係経費の増など ▼ 民生費：2 億 4571 万 5 千円（6.5%）の増／子ども手当支給事業の増など ▼ 衛生費：1 億 7170 万 円（15.7%）の増／放射能対策事業の皆増など ▼ 農林水産業費：382 万 9 千円（18.9%）の増／農業基盤整備事業の増など ▼ 消防費：4742 万 2 千円（7.8%）の増／消防機械力整備事業の皆増など ▼ 災害復旧費：9775 万 5 千円（42.9.3%）の増／公共公用施設災害復旧事業の増など ▼ 諸支出金：4 億 7966 万 6 千円（83.5%）の増／財政調整基金費の増など

ありました。

人口一人当たりの歳入と歳出

平成 23 年度総人口 47,694 人 (平成 24 年 4 月 1 日現在・常住人口調査)

歳出総額	29 万 1804 円 (100.0%)
民生費	8 万 4189 円 (28.8%)
土木費	4 万 723 円 (14.0%)
総務費	3 万 2687 円 (11.2%)
教育費	2 万 9746 円 (10.2%)
公債費	2 万 7789 円 (9.5%)
衛生費	2 万 6500 円 (9.1%)
諸支出金	2 万 2099 円 (7.6%)
消防費	1 万 3727 円 (4.7%)
農林水産業費	5045 円 (1.7%)
議会費	3638 円 (1.2%)
商工費	3134 円 (1.1%)
災害復旧費	2527 円 (0.9%)

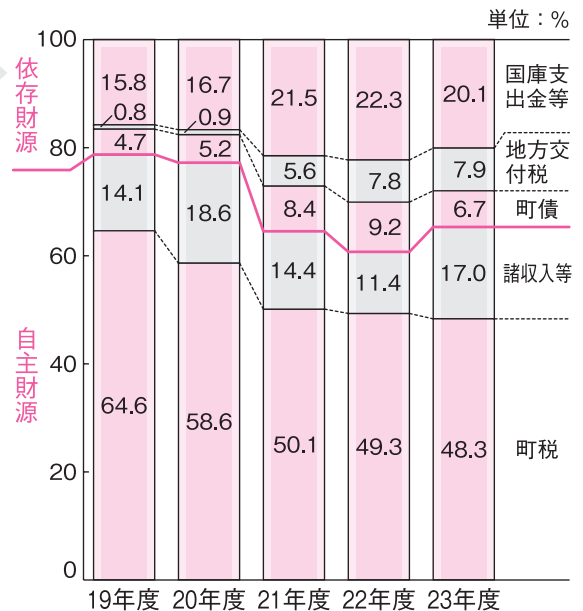
歳入

歳入総額	32 万 2202 円 (100.0%)
自主財源	21 万 552 円 (65.3%)
町税	15 万 5666 円 (48.3%)
その他の自主財源	5 万 4886 円 (17.0%)
依存財源	11 万 1650 円 (34.7%)
国庫支出金	3 万 59 円 (9.3%)
町債	2 万 1462 円 (6.7%)
県支出金	1 万 6749 円 (5.2%)
地方消費税交付金	8948 円 (2.8%)
地方交付税	2 万 5359 円 (7.9%)
その他の依存財源	9073 円 (2.8%)

過去 5 年間の推移



歳入



平成 23 年度の主な事業

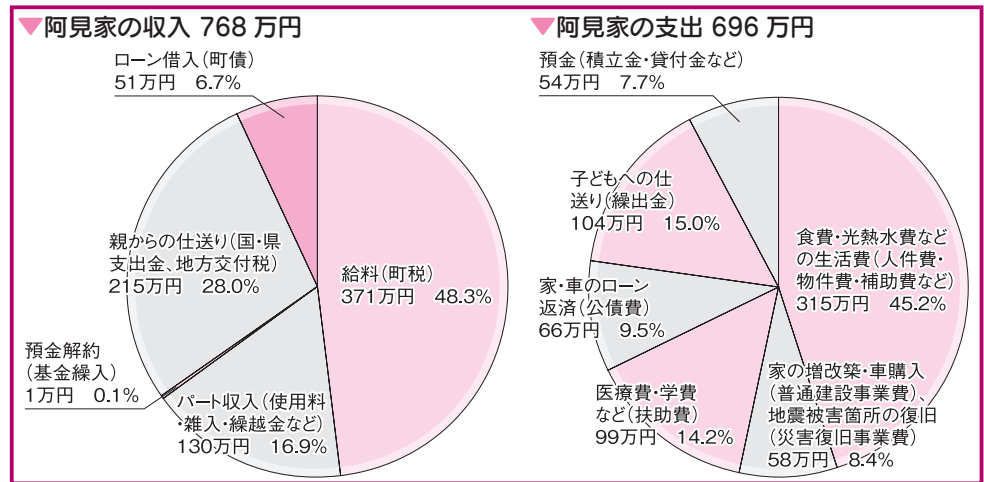
- **総務費** ▼行政情報ネットワーク運営事業 6729 万円
▼住民情報ネットワーク運営事業 1 億 2905 万円▼
災害対策費 1548 万円
- **民生費** ▼国民健康保険特別会計繰出金 4 億 534 万円▼
後期高齢者医療特別会計繰出金 3 億 8945 万円▼
介護保険特別会計繰出金 3 億 3629 万円▼障害者
介護給付事業 2 億 7290 万円▼障害者地域生活支援
事業 5856 万円▼医療給付事業 3 億 2088 万円▼子
ども手当支給事業費 8 億 9145 万円▼保育所運営費
1 億 5991 万円▼民間保育所管理運営事業 2 億 1659
万円▼放課後児童健全育成事業 5572 万円
- **衛生費** ▼予防接種事業 9921 万円▼健康診査事業
4727 万円▼霞クリーンセンター運営費 2 億 2010 万
円▼霞クリーンセンター維持管理費 1 億 7664 万円
▼牛久市・阿見町斎場組合負担金 1 億 3931 万円▼放
射能対策事業 1 億 4251 万円

- **農林水産業費** ▼水田農業構造改革対策事業 1144 万
円▼農業集落排水事業特別会計繰出金 7210 万円
- **商工費** ▼商工振興事業 3846 万円▼阿見東部工業団
地・阿見吉原東地区企業誘致事業 3141 万円
- **土木費** ▼道路橋梁維持補修事業 1 億 6773 万円▼道
路新設改良事業 1 億 6371 万円▼都市計画道路荒川沖・
寺子線整備事業 5042 万円▼都市計画道路中郷・寺子
線等整備事業 1 億 5196 万円▼公共下水道事業特別会
計繰出金 7 億 6006 万円▼公園維持管理費 7009 万円
▼本郷第一土地区画整理事業特別会計繰出金 1 億
1982 万円▼阿見吉原土地区画整理事業 4930 万円
- **消防費** ▼消防機械力整備事業 3437 万円
- **教育費** ▼幼稚園就園奨励事業 7540 万円▼小学校学
校施設整備事業 9118 万円▼中学校学校施設整備事
業 4116 万円▼給食センター運営費 2 億 2530 万円
- **災害復旧費** ▼公共公用施設災害復旧事業 1 億 823 万円

平成 23 年度決算を家庭の家計簿に例えると…

● 一般会計決算を 1/2000 に縮小し、家庭の家計簿のようにまとめてみました(右図参照)

※ 収入 768 万円 - 支出 696 万円 = 72 万円は次年度へ繰り越します
 ※ 貯金残高(一般会計基金) 266 万円・ローン残高(町債) 536 万円



収入のうち給料・パート収入・預金解約が自主財源、ローン借入・親からの仕送りが依存財源で、自主財源の割合が高いほどやりくりがしやすいといえます。町では約 65.3% が自主財源、約 34.7% が依存財源となっています。

給料・パート収入・親からの仕送りをあわせると 716 万円の収入になるのに対し、支出は生活費 315 万円、家の増改築や車の購入代 58 万円、増加傾向にある医療費・学費の支払い 99 万円などで 642 万円がかかります。以前に借り入れたローンの返済が減少し、生活費などを節約した結果、今年度は将来に備え 54 万円を預金することができました。

車や住宅の購入(町では公園や道路の建設など)のように大きな出費で長期間使用するものなどは、今の使用者だけでなく後世代の使用者にも平等に費用を負担してもらうため、借入して今後の給料で返済した方が適当な場合もあります。もちろん、将来の負担を明らかにして事業を行い、子どもたちに大きな負担を残さないよう生活設計していくことが大切です。

限られた収入を大切に、サービスを充実させるため、今後も計画的にやりくりをすすめていきます。

町債・基金の現在高

※ 23 年度末とは、平成 24 年 3 月 31 日現在です

町債の現在高

区分	23 年度末現在高(※)
一般会計	107 億 1057 万 2 千円
特別会計	101 億 9604 万 2 千円
公共下水道事業	77 億 7951 万 2 千円
土地区画整理事業	11 億 4268 万 8 千円
農業集落排水事業	12 億 7384 万 2 千円
公営企業会計(水道事業)	8 億 5805 万 3 千円

基金の現在高

基金等の名称	23 年度末現在高(※)
財政調整基金	26 億 6370 万 円
減債基金	3 億 7310 万 円
その他の基金	22 億 7877 万 3 千円
国民健康保険支払準備基金	1 億 8000 万 円
公共下水道整備基金	10 万 円
介護給付費準備基金	847 万 5 千円
農業集落排水事業債減債基金	7647 万 7 千円
土地開発基金(現金)	360 万 円

特別会計決算

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ● 国民健康保険特別会計 | ● 農業集落排水事業特別会計 |
| 歳入 55 億 6450 万 6 千円 | 歳入 4 億 292 万 5 千円 |
| 歳出 49 億 6965 万 5 千円 | 歳出 3 億 9207 万 8 千円 |
| ● 公共下水道事業特別会計 | ● 介護保険特別会計 |
| 歳入 16 億 5281 万 9 千円 | 歳入 22 億 1089 万 5 千円 |
| 歳出 15 億 8389 万 3 千円 | 歳出 22 億 1069 万 7 千円 |
| ● 土地区画整理事業特別会計 | ● 後期高齢者医療特別会計 |
| 歳入 5 億 9269 万 5 千円 | 歳入 6 億 4102 万 9 千円 |
| 歳出 3 億 7203 万 1 千円 | 歳出 6 億 3928 万 1 千円 |

公営企業会計決算

(水道事業会計)

収益的収入および支出

収入 9 億 5863 万 3 千円

支出 8 億 8172 万 1 千円

資本的収入および支出

収入 2 億 6864 万 6 千円

支出 7 億 5785 万 円

※ 資本的収入および支出における収入の不足額は、過年度損益勘定留保資金等で補填しました

※ 消費税・地方消費税を含む

町財政の現状

町監査委員による決算審査意見書から

■決算の総括

平成 23 年度における各会計歳入総額は 26,432 百万円、歳出総額は 24,085 百万円であり、歳入歳出差引額は翌年度繰越額を除き、実質収支 1,875 百万円の黒字となりました。

当年度、町税は東日本大震災の影響などによる法人町民税の減少等により、7,424 百万円と前年度比 117 百万円の減少となりました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による各指数を分析すると、まず、実質赤字比率および連結実質赤字比率については赤字額が生じていないため、その場合には比率がないものとされています。今後も比率が生じないよう、適正規模の実質収支の確保などに努める必要があります。実質公債費比率については、前年度より 0.6 改善しています。これまで整備してきた大規模施設の起債償還分が減少したため、公債費充当一般財源等額が減少しているためであります。しかし、今後は給食センター整備事業や学校施設耐震化事業に係る起債が増加し、上昇に転じるため、歳出全体に与える影響に十分注意する必要があります。

将来負担比率については、組合負担等見込額などが減少傾向にあり、また、財政調整基金の増により充当可能財源としての基金等が大幅に増加したため、比率は生じていません。

資金不足比率については、該当する各特別会計である公共下水道事業特別会計・農業集落排水事業特別会計・土地区画整理事業特別会計・水道事業会計の各会計とも

資金不足がないため、比率は生じていません。今後も比率が生じないよう、効率的な運営に努める必要があります。

財政力指数は、単年度で前年度の 0.837 から 0.864 に増加する一方、3 か年平均では前年度 0.925 から 0.865 に減少しています。単年度の財政力指数が増加した主な要因は、平成 22 年度の町民税法人税割の増収の影響が、平成 23 年度の基準財政収入額の増加要因として反映されているためであります。

経常収支比率については、地方税・普通地方交付税および臨時財政対策債が減となるなど、経常一般財源総額が大幅に減少したため、前年度 87.6 から 90.3 に 2.7 悪化しています。公債費の減少等により、実質公債費比率および将来負担比率は改善していますが、今年度実施の給食センター整備事業や学校施設耐震化事業などに伴う公債費が増加することにより、今後は上昇に転じることが予想されます。

全般的に財政健全化への取り組みの成果が表れていますが、今後の財政運営については、欧州政府債務危機等を巡る景気変動や電気料金の値上げなどが町内大規模法人の業績に与える影響が心配されるほか、企業の業績低迷による所得環境の影響が個人町民税等の回復を遅らせることも懸念されるところであり、また、医療・福祉等に要する扶助費は今後も着実に増加すると見込まれることから、財政健全化への取り組みを引き続き強化する必要があると思われます。

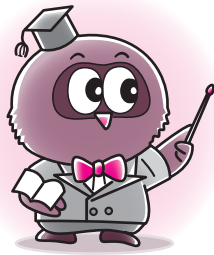
健全化判断比率・資金不足比率および財政構造の状況

健全化判断比率	実質赤字比率 — 【早期健全化基準 13.49%】	地方税・地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものの。赤字の深刻度を示す
	連結実質赤字比率 — 【早期健全化基準 18.49%】	地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該団体一法人としての歳出に対する歳入の資金不足額を、その団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものの。地方公共団体全体としての赤字の深刻度を示す
	実質公債費比率 9.6%（前年度 10.2%） 【早期健全化基準 25.0%】	公債費等の財政負担の程度を客観的に示す指標。公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費に充当された一般財源の額が、標準財政規模に占める割合。18%を超えると地方債協議制度における許可団体となり、25%を超えると起債制限団体となる
	将来負担比率 —（前年度 15.2%） 【早期健全化基準 350.0%】	地方公共団体の一般会計が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から、負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、その団体の標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額で除したものの。将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す
資金不足比率	公共下水道事業特別会計 — 農業集落排水事業特別会計 — 土地区画整理事業特別会計 — 水道事業会計 — 【経営健全化基準 20.0%】	一般会計等の実質赤字にあたる公営企業会計における資金不足額について、公営企業の事業規模に対する比率で表したものであり、公営企業における資金不足の状況を表したものの

※実質赤字比率・連結実質赤字比率・将来負担比率・資金不足比率は、比率が生じていないため「—」を記載しています

問い合わせ

企画財政課財政係 ☎888-1111 (223) ▼ E メール: kikakuzaiseika-ofc@town.ami.lg.jp



もしも、病気やけがで障害が残ったら…

障害基礎年金

国民年金加入中に、病気やけがで障害が残ったときや、20歳前の事故や疾病等で障害認定日に政令で定められている障害（国民年金の障害等級の1・2級）の状態になった場合に障害基礎年金が支給されます。



国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

- 年金が受けられる要件**
- ① 初診日（病気やけがで初めて医師の診療を受けた日）において国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の人で、日本国内に住所を有していること
 - ② 初診日の前々月までの被保険者期間のうち、3分の2以上の保険料を納めた期間（保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む）があること
 - ③ 特例として、平成28年3月31日までに初診日がある場合、初診日が属する月の前々月までの直近の1年間に、保険料の未納期間がないこと
- ※4分の1納付・2分の1納付・4分の3納付の承認を受けた期間は、一部納付額を納めないと未納期間扱いとなります
- ③ 障害認定日に、政令で定められている障害等級表の1級または2級の状態になっていること。または、障害認定日（※）に該当しなかった人が、65歳になる日の

●20歳前に障害となった場合の所得制限

扶養人数	0人	1人	1人増すごとに
本人所得一部停止	3,604,000円	3,984,000円	380,000円
本人所得全部停止	4,621,000円	5,001,000円	

※平成17年8月から
 ※上記の金額を超えた場合に、一部停止または全部停止
 ※老人扶養・特定扶養親族等がいるときは、別の基準となります

前日までに該当するようになり、請求したとき
 ※障害認定日：原則として病気やけがにより、初めて医師の診療を受けた日から1年6か月を経過した日。または、1年6か月以内に症状が固定した日
 ●20歳前に初診日がある場合
 20歳に達したとき、③の要件を満たしていれば、障害基礎年金は受けられますが、本人の所得制限があります（左表参照）。

土浦年金事務所から

■ご存じですか？ 国民年金の『付加年金』制度

国民年金の第一号被保険者・任意加入被保険者の人が定額保険料に付加保険料をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。受け取る付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

●付加保険料は月額400円です

●付加年金の受給額（年額）は『200円×付加保険料を納付した月数』です

※付加年金は任意加入です。国民年金基金に加入の人は付加年金に加入できません。付加保険料の納付期限は翌月末日です（期限を過ぎると納付できません）。お申し込みは役場国保年金課窓口へ

■現金を搾取する『不審な電話・訪問』にご注意ください

日本全国で、廃止された社会保険事務所や市役所の職員などをかたり、「医療費の還付金がある」などと言って「銀行口座番号を聞かれた」とか「ATMの操作を指示された」という不審な電話や訪問が急増しています。不審に感じたら、お近くの年金事務所や警察へお問い合わせください。

■問い合わせ

土浦年金事務所 ☎824-7121

■年金額

▼一級障害：98万3100円
 ▼二級障害：78万6500円
 障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている子（18歳に到達する年度末までの子、1・2級の障害のある20歳未満の子）があるときは、年金の額が加算されます。

●年金の加算額
 加算対象の子が—
 ▼2人目まで（1人につき）…22万6300円
 ▼3人目以降（1人につき）…7万5400円

詳しくは国保年金課または土浦年金事務所（☎824-7169）まで

国保税納め忘れは ありませんか？

滞納すると、**みんながあなたが困ります**

国保税 納めて安心 わが家の健康

国保

お問い合わせは…
国保年金課国保係

☎888-1111(131～133)

■下記のような措置がとられます



日 本では、突然の病気やけがに備えて、すべての人が国保や職場の健康保険、後期高齢者医療制度などの医療保険に加入することが義務付けられています。

国保税は、国の補助金などとともに国保制度を支える大きな柱です。国保税を納めない人が増えると、医療費の支払いがでなくなり、国保加入者の皆さんが困ってしまうことになります。

■納付には便利な口座振替をご利用ください

▼預金口座のある銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫・JA—などからの自動振替のため、納付の手間が省けます

▼一度手続きをすると、中止しない限り翌年度分も自動的に継続されます

▼預金通帳・口座の届出印・国保税の納付書—を金融機関または役場1階収納課窓口に持参し、口座振替依頼書に必要な事項を記入して申

し込みます。詳しくは収納課にお問い合わせください

■保険税 Q & A

Q 今のところ元気で、医療を受ける必要もないのですが、それでも国保税を納めないといけませんか？

A 今は元気だとしても、いつ病気になるかわかりません。万一病気になると、多額の医療費が必要になることもあります。国保は、そのようなときに心配なく診療を

受けられる制度です。国保税を納めることは国保被保険者の義務と考えてください。

Q 経済的に困難で国保税を納められません。

A 納付方法についてご相談に応じます。

■特定健診は受けましたか？

町と契約している医療機関で受診することもできます。詳しくは国保年金課までお問い合わせください。

ジェネリック医薬品 をご存じですか？

国保税 納めて安心 わが家の健康

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許が切れた後に、先発医薬品と成分や規格等が同一であるとして承認される後発医薬品のことです。近年の高齢化の進行や医療の高度化により、年々医療費が増加している現状に対応するための対策の一つとして、町国保では『ジェネリック医薬品』に注目しています。

ジェネリック医薬品はなぜ価格が安いのですか？

先発医薬品は、成分の開発、有効性や安全性の確認などのため長い開発期間と膨大な開発費がかかります。これに対し、ジェネリック医薬品はすでに臨床で使われて有効性や安全性が確認された薬を製造するため、コストが少なくすみ、先発医薬品と比較して価格が約2割～7割安くなります。

ジェネリック医薬品を使うと自己負担はどのくらい安くなるの？

一概にいくら安くなるとは言えませんが、代表的な生活習慣病の薬代を比較すると次のようになります。生活習慣病や慢性疾患で長期間薬を飲んでいる人ほど、自己負担の軽減につながります。

▼例：それぞれ代表的な薬1種類を1年間服用したと仮定（平成24年3月改正の薬価基準により計算）

※薬代のみ。技術料などは含まない。3割負担の場合



※医薬品の価格が下がっても自己負担額が先発医薬品使用時と変わらないか、上がる場合もあります（自己負担額には医薬品の価格のほかに技術料などが含まれるため）

国の対策は？

ジェネリック医薬品の普及は、自己負担額の軽減、医療保険財政の改善に資するものと考えられますが、現在のところ、日本ではジェネリック医薬品のシェアが22.8%（薬価調査に基づく速報値）であり、欧米諸国と比較して普及が進んでいません。そのため、国では『平成24年度までに、ジェネリック医薬品の数量シェアを30%以上にする』という目標を掲げ、ジェネリック医薬品の使用促進策に取り組んでいます。

「ジェネリック医薬品を処方してください」と言いにくいときは？

町国保では、『ジェネリック医薬品お願いカード』を作成しています。受診の際『ジェネリック医薬品』での処方を言葉でお願いしにくいような時は、このお願いカードを医師または薬剤師に提示してください。ただし、ジェネリック医薬品を処方することができない場合などもありますので、医師や薬剤師の指示に従ってください。



**ジェネリック医薬品
お願いカード**

私はジェネリック医薬品を希望します。

医師・薬剤師の皆様へ
ジェネリック医薬品をお願いします。

◇ジェネリック医薬品を処方することができない、あるいはふさわしくない場合があることも十分理解しています。

▲▶ジェネリック医薬品お願いカード

発行：阿見町

平成 25 年度

町保育所・私立保育園入所案内

Hoik

平成 25 年 4 月 1 日からの町保育所・私立保育園入所希望者の申し込みを下記のとおり受け付けます。期間内に申し込まれた人について入所選考を行い、必要性の高い順に入所となります。また、現在入所申し込み中で、入所待ちとなっている人も、再度今回の申し込みが必要になりますのでご注意ください。

対象

保護者および 65 歳未満の同居の家族のいずれもが次のような常態にあり、児童を保育する人がいない場合に限ります。

- 1 日中、居宅外で労働している
- 2 日中、居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をしている
- 3 日中、同居の親族を長期にわたって常時介護している
- 4 日中、震災・風水害・火災などの災害復旧に当たっている
- 5 日中、就学・技術取得をしている
- 6 妊娠中または出産後間もない
- 7 病気・負傷・心身に障害がある

申し込み受付

日時：11 月 30 日（金）・12 月 1 日（土） 両日とも午前 9 時～午後 5 時
※先着順ではありません
※書類不足の場合は受理できません
場所：役場 3 階 301 会議室

申し込み時の必要書類

- 保育所入所申込書
- 家庭状況調査
- 家庭で保育できないことの

わかる書類 ※同居している両親・祖父母（65 歳未満）等の書類がそれぞれ必要

- 常勤パート
- 内職
- 内職証明書
- 農業
- 農業状況申立書（地域の民生委員の証明が必要）
- 自営業
- 自営状況申立書（地域の民生委員の証明が必要）
- 出産
- 申立書・母子手帳の写し
- 病気・障害
- 申立書・診断書
- または障害者手帳の写し
- 病人等の介護
- 申立書・診断書
- 就学
- 在学証明書およびカリキュラム

後日提出する必要書類

平成 24 年分源泉徴収票の写しまたは確定申告書の控え
※平成 24 年に所得税非課税世帯で、平成 24 年 1 月 2 日以降に転入された人は、前住所地の平成 24 年度（平成 23 年分）市町村民税課税証明書も必要です

選考方法

後日、書類審査・面接等を実施します。

保育料

保育料は、保護者（両親）等の前年の所得税額の合計によって決まります。

※平成 25 年度保育料徴収基準による月額の保育料は、後日お知らせします

※そのほか必要経費については、各町保育所・私立保育園においてご確認ください

バス送迎の対象

- 中郷保育所：実穀・吉原小学校区の 3 歳以上の児童
- 南平台保育所：君原・丹島小学校区の 3 歳以上の児童

町外の保育所を希望される場合

阿見町以外の市町村保育所（園）に入所を希望される人は、11 月 16 日（金）までに児童福祉課へ申込書の提出をお願いします。

一時保育サービス（随時受付）

保護者の傷病・災害・事故・冠婚葬祭・ボランティア活動・私的理由など保育できない状況が生じた場合、保育所で一時的に保育します。

対象：1 歳以上の児童

※町保育所・私立保育園の定員の空き状況により、受け入れできない場合があります

平成 25 年度入所可能児童数（9 月末現在見込み）

保育所	0 歳	1～2 歳	3～5 歳	所在地	電話番号
中郷	6	25	0	阿見 4002-5	887-3331
南平台	6	12	10	南平台 1-31-6	840-2081
二区	9	0	2	うずら野 1-29-11	841-2301
学校区	—	若干名	若干名	中央 1-3-2	887-2919
あゆみ（私立）	7	15	3	阿見 4958-5	888-3681
阿見ひかり（私立）	12	6	16	曙 247-1	879-5155
さくら（私立）	9	51	90	荒川本郷 2033-336	887-4651（仮事務所）

※年齢ごとに入所基準審査で入所を決定

町保育所・私立保育園の見学を希望する人は、電話で各保育所・保育園に申し込みください

● 問合せ 児童福祉課 ☎888-1111
▼ ホームページ：<http://www.town.ami.ibaraki.jp/kakuka/hokenfukushi-bu/jidofukushika/jidofukushika.htm>

平成 25 年度

放課後児童クラブ入会案内

Jido Club

町では、保護者が日中家庭にいない小学校児童（留守家庭児童）を対象に放課後児童クラブを開設しています。

阿見小学校区放課後児童クラブ／定員 70 人

- ▼場所 学校区児童館
 - ▼対象 小学校 1 年生～3 年生
- ※夏休み期間中のみ小学校 6 年生まで受け付けます

舟島小学校区放課後児童クラブ／定員 120 人

- ▼場所 舟島小学校敷地内専用施設
- ▼対象 小学校 1 年生～6 年生

本郷小学校区放課後児童クラブ／定員 50 人

- ▼場所 二区児童館
 - ▼対象 小学校 1 年生～3 年生
- ※夏休み期間中のみ小学校 6 年生まで受け付けます

君原小学校区放課後児童クラブ／定員 30 人

- ▼場所 君原小学校
- ▼対象 小学校 1 年生～6 年生

阿見第一小学校区放課後児童クラブ／定員 120 人

- ▼場所 阿見第一小学校敷地内専用施設
- ▼対象 小学校 1 年生～6 年生

実穀小学校区放課後児童クラブ／定員 35 人

- ▼場所 実穀小学校
- ▼対象 小学校 1 年生～6 年生

阿見第二小学校区放課後児童クラブ／定員 35 人

- ▼場所 阿見第二小学校
- ▼対象 小学校 1 年生～6 年生

吉原小学校区放課後児童クラブ／定員 25 人

- ▼場所 吉原小学校
- ▼対象 小学校 1 年生～6 年生

■ 共通事項

- ▼期間 平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
- ▼時間 月～金曜日：下校時～午後 6 時 30 分 ※ 休校日にクラブを実施する日（夏・冬・春休み、第 2 土曜日、創立記念日、振替休日等）：午前 8 時～午後 6 時 30 分
- ▼対象 保護者が日中家庭にいない小学校児童（留守家庭児童）で、上記の学年に相当する人
- ▼費用 保護者負担月額 4,000 円
- ▼休会日 土・日曜日（第 2 土曜日を除く）、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日、天候等で臨時休校となった日

■ 申し込み

- ▼受付日時 ①新規：11 月 30 日（金）・12 月 1 日（土）午前 9 時～午後 5 時（兄弟で継続の児童がいる場合も新規の日時・場所で申し込む）②継続：12 月 3 日（月）～7 日（金）午後 1 時 30 分～6 時
- ▼受付場所 ①新規：役場 3 階 301 会議室②継続：各児童館・放課後児童クラブ
- ▼申込方法 入会申込書・勤務証明書等に必要事項を記入して申し込む。用紙は役場 1 階児童福祉課・各児童館・各児童クラブにあります（11 月から配布）※祖父母が同居の場合は祖父母の勤務証明等も必要（平成 25 年 4 月 1 日現在 65 歳以上の人は不要）
- ▼その他 ▼長期休み（夏・冬・春休み）のみ利用する場合も受付期間中にお申し込みください▼定員を超えた場合、書類審査（低学年順・家庭状況等）を実施します▼入会の可否を 2 月上旬ごろ郵送等で通知します▼保護者負担金の日割り計算は行いません▼申し込み時に放課後児童クラブ保護者負担金に未納がある人は受付できません

『養護学校生等放課後児童クラブ』および『母親クラブ』の入会案内は『広報あみお知らせ版』平成 25 年 1 月号（平成 25 年 1 月 11 日発送）でお知らせします

平成 25 年度

放課後子ども教室 入会案内



児童福祉課 ☎888-1111 (167-168)

町では、放課後に子どもたちの安全で健やかな活動をする場を設け、地域の皆さんの参画を得てさまざまな体験活動や交流活動を実施し、子どもたちの成長を支援・推進するために『放課後子ども教室』を開設します。

開設場所は下記のとおり町内の各小学校 8 校で、それぞれの学校内専用教室および体育館やグラウンドで活動します。

■内容

▼開設日時 週 1 回・下校時～午後 4 時 45 分まで

▼開設場所 ▼既存教室:阿見小学校区放課後子ども教室・阿見第一小学校区放課後子ども教室・舟島小学校区放課後子ども教室・実穀小学校区放課後子ども教室 ▼新設教室:阿見第二小学校区放課後子ども教室・吉原小学校区放課後子ども教室・君原小学校区放課後子ども教室・本郷小学校区放課後子ども教室(定員 50 人。活動場所に制限があるため)

▼対象 小学校 1 年生～6 年生のすべての児童

■申し込み

平成 25 年度は 6 月から開設されます。ご利用を希望される人は、下記のとおりお申し込みください。

▼申込日時 11 月 30 日(金)・12 月 1 日(土) 午前 9 時～午後 5 時

▼申込場所 役場 3 階 301 会議室

▼申込方法 「入会申込書」および「子ども教室確認事項」に必要事項を記入して申し込む。用紙は各学校を通して配布します

▼申込対象 各小学校の新 2 年生～新 6 年生

▼費用 保護者負担金年額 730 円(保険料として。受付当日に徴収します)

▼その他 ▼土・日曜日、祝日、各学校振替休業日、長期休み(夏・冬・春休み)、天候等で臨時休校となった日は、休会日となります ▼新 1 年生については、入学説明会のときに概要の説明をさせていただき、後日説明会で受付します

▼問合せ 児童福祉課・児童館 ☎888-1111 (167-177)

■町母子寡婦福祉会に入会してみませんか？

町母子寡婦福祉会では、研修会や楽しい親子の集いなどを行ったり、母子家庭および寡婦に必要なさまざまなことを共有したりして、会員の教養や親睦を図っています。同じ境遇にある人たちが一同に会し、話し合い、励まし合い、親睦を高めるためにも皆さんの入会をお待ちしています。年会費は一人 1,000 円です。

■『児童手当現況届』および『児童扶養手当現況届』の提出はお済みですか？

児童手当を受給している人は、現況届の提出が必要です。6 月に町から送付した『児童手当現況届』をまだ提出されていない人は、至急提出をお願いします。この届を提出しないと、受給資格があっても 6 月以降の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

また、児童扶養手当を受給している人は、毎年 8 月に、前年の所得と養育関係を確認する現況届を提出することになっています。8 月に町から送付した『児童扶養手当現況届』をまだ提出されていない人は、至急提出をお願いします。この届を提出しないと、受給資格があっても 8 月以降の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

11月は児童虐待防止月間です！

～気づくのは あなたと地域の 心の目～

児童福祉課 ☎888-1111 (167・168)

ここ数年、児童虐待のニュースは連日のように報道され、深刻な事件も後を絶ちません。全国的にも相談対応件数は増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

■児童虐待とは…

保護者が子どもの心や体を傷つけ、成長や発達を妨げる行為のことであり、大まかに4つの種類に分けられます。どの種類においても、子どもの心身に深刻な影響を与え、最悪の場合は死に至ることもあります。

身体的虐待	殴る・蹴る・投げ落とす・激しく揺さぶる・やけどを負わせる・溺れさせるなど
性的虐待	子どもへの性的行為・性的行為を見せる・ポルノグラフィの被写体にするなど
ネグレクト	家に閉じ込める・食事を与えない・ひどく不潔にする・自動車の中に放置する・重い病気になっても病院に連れて行かないなど
心理的虐待	言葉による脅し・無視・きょうだい間での差別的扱い・子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど

■「虐待かも？」と思ったら…

虐待が疑われるサインの一例です。おかしいな？と思ったら、通告や相談をお願いします。

子どもの様子	保護者・家庭の様子
▼服装が季節にそぐわない ▼いつも衣服や体が汚れている ▼不自然な傷・あざ・やけどが多い ▼表情が乏しい、大人におびえている ▼落ち着きがなく、乱暴な行動が多い ▼夜遅くまで一人で歩いている	▼いつも親の怒鳴り声や子どもの泣き声がする ▼子どもがケガをしたり、病気になっても病院へ連れて行かない ▼子どもを置いたまま外出している ▼家の内外にゴミが散らかり、異臭がしている ▼地域との交流がなく、孤立している

「しつけかもしれない」「間違いだったら失礼」「仕返しされるかも」など、抵抗や不安がある人も多いと思いますが、個人が特定されないよう秘密は守られます（匿名でも大丈夫です）。通告や相談は、子どもを守るためだけではなく、虐待をしている保護者への支援にもつながります。

■子育てに悩んだら…

育児に不安がある、協力してもらえない家族がいない、相談できる人がいない、イライラして子どもに手をあげてしまいそう…など、児童虐待につながりかねないリスクは、どの家庭にも存在します。

一人で行き詰まってしまって苦しいときには、匿名でも構いませんので、下記の相談窓口・ダイヤルまでご相談ください。専門の相談員がお話を伺います。

■通告・相談窓口

いばらき虐待ホットライン	☎029-322-0293 (24時間対応)
児童相談所全国共通ダイヤル	☎0570-064-000
役場児童福祉課	☎888-1111 (土・日・祝日・年末年始を除く 午前9時～午後5時)

※生命の危険があると思われる場合は警察へ110番をお願いします

児童虐待防止シンボルマーク

オレンジリボンマークには子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています。このリボンを胸に着けることで、子育てをあたたく見守り、子育てのお手伝いをする意志があることを示します。



虐待防止月間である11月中、役場児童福祉課窓口において、手作りのオレンジリボンを無料で配布しています。ぜひご活用ください。

地域で活躍する

シルバークラブ

～シルバークラブの活動と設立を支援しています～



**シルバークラブを設立
しませんか？**

平成24年4月1日現在で町の65歳以上人口は10248人（総人口46510人）であり、高齢化率は22.0%となっており、その割合は年々増加しています。

町では、地域における高齢者の健康増進および介護予防、社会参加の促進と地域福祉の向上、生きがいづくりなどを目的として活動するシルバークラブ設立の支援を行っています。

現在、町では66ある行政区のうち、32クラブが町シルバークラブ連合会に加入して活動しています。

単位シルバークラブ活動の特定事業（社会奉仕・健康増進・教養活動）に対しては、町から会員数に応じて補助金（年額3万円～6万円）を受けられます。

シルバークラブの設立方法や各種スポーツ大会、演芸大会の参加方法等で、分からないことは下記までお気軽にご相談ください。担当者が地域までお伺いしてご説明させていただきます。

第54回まほろば演芸大会

8月26日に本郷ふれあいセンターで、約3000人の入場者を迎え演芸大会が開催されました。出演者はカラオケ27人、舞踊11組、三味線・郷土芸能等5組の、計43組延べ97人が大観衆の前で日ごろの練習成果を思う存分に発揮し、ひとつひとつの芸が終わるたびに観客からのあたたかい拍手喝さいをいただきました。

演目も色々あり、毎回出場者の技術が向上して、開演から終了まで常時満席となり、とても人気の高い行事の一つとなっています。今回はじめてリハビリ体操も行われ、体をほぐすことができました。



『いばらきねりんんスポーツ大会』町代表選手

『いばらきねりんんスポーツ大会』（11月5日開催）への町代表選手が左記のとおり選出されました。

『いばらきねりんんスポーツ大会』は、高齢者の競技者（60歳以上）から参加を募り、スポーツを通して健康づくりや仲間づくりを進め、高齢者の積極的な活動促進を図ることを目的として開催されています。代表選手の皆さまのご健闘をお祈りします。



●町代表選手（敬称略）

▼グラウンドゴルフ：小笠原義治（阿見健和会）・大室雅彦（阿見健和会）・小倉和男（青宿寿会）・木村照子（筑

見シルバークラブ）・村山千枝子（中郷西郷友会）・大室正子（阿見健和会）▼輪投げ：二区南福寿会チーム（山田武夫・小山内一郎・今野宮子・古市江美子・若林節子）▼クロッケー：一区南福寿会チーム（若林定雄・若林勝行・川村稔子・山田せつ・荒川とし）▼ペタンク：中央東友愛会チーム（伊藤源三郎・石川光明・檜森武・中村スエ子）



シルバークラブに関するお問い合わせ

●町シルバークラブ連合会

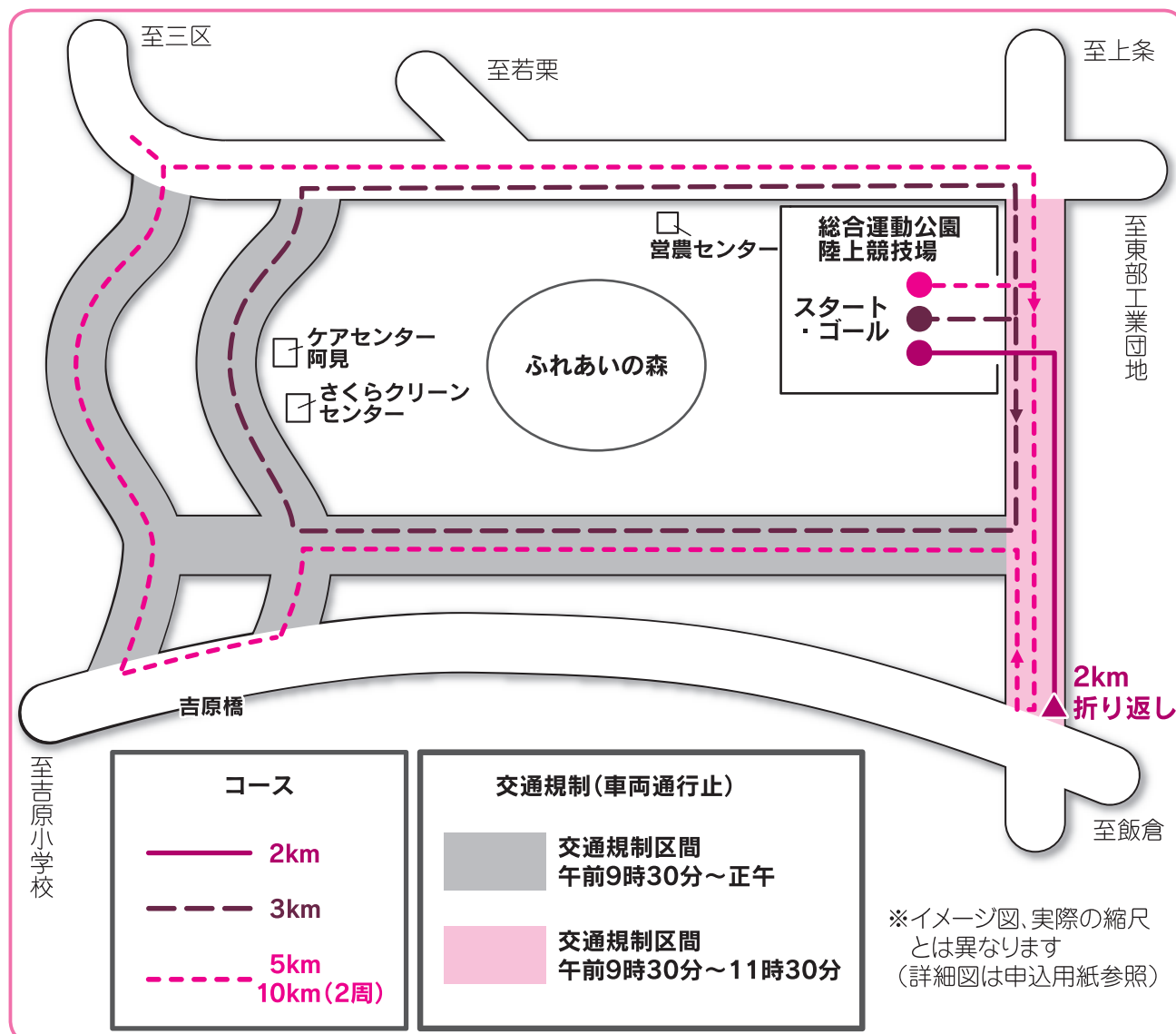
（福祉センターまほろば内）
☎887-3969

●社会福祉課高齢福祉係
☎888-1111（161）

第35回阿見町マラソン大会

- ▼表彰 各種目ごとに表彰 ▼1位～3位:メダル・賞状
▼4位～6位:賞状(参加人数が少ない場合は記録証)
▼7位～10位:記録証(参加人数が少ない場合は表彰なし) ▼特別賞として最高齢者賞・努力賞(該当なしの場合あり)に賞状
- ▼申込期間 11月1日(木)～16日(金)(それ以降の申し込みは受け付けません)
- ▼申込時間 午前9時～午後5時
- ▼申込方法 役場3階生涯学習課、中央・君原・かすみ公民館、本郷・舟島ふれあいセンター、うずら出張所に備え付けの申込用紙で直接申し込み。なお、小中学生の申し込みについては、学校取りまとめのうえ提出してください ※必ず押印すること
- ▼駐車場 駐車場の規制については申込用紙に記載しますのでご確認ください

第35回阿見町マラソン大会コース図および大会に伴う交通規制



放射線のお知らせします

放射能対策室 ☎888-1111 (127)

放射線の定期測定

毎月2回、子ども関連施設を中心に放射線の定期測定を行っています。9月の測定結果については、次のとおりです。

単位：マイクロシーベルト毎時

施設名	第32回(測定日9月10日～13日)						第33回(測定日9月24日～28日)					
	屋 内			屋 外			屋 内			屋 外		
	床上 0cm	床上 50cm	床上 1m	地上 0cm	地上 50cm	地上 1m	床上 0cm	床上 50cm	床上 1m	地上 0cm	地上 50cm	地上 1m
阿見小学校	0.078	0.077	—	0.097	0.099	—	0.069	0.079	—	0.092	0.099	—
実穀小学校	0.078	0.079	—	0.142	0.149	—	0.083	0.087	—	0.142	0.151	—
吉原小学校	0.093	0.070	—	0.113	0.099	—	0.085	0.081	—	0.117	0.094	—
本郷小学校	0.074	0.082	—	0.132	0.117	—	0.086	0.076	—	0.133	0.112	—
君原小学校	0.066	0.072	—	0.115	0.116	—	0.068	0.070	—	0.114	0.092	—
舟島小学校	0.089	0.079	—	0.124	0.132	—	0.076	0.074	—	0.131	0.119	—
阿見第一小学校	0.084	0.075	—	0.131	0.139	—	0.087	0.067	—	0.144	0.146	—
阿見第二小学校	0.084	0.094	—	0.104	0.105	—	0.082	0.081	—	0.105	0.101	—
阿見中学校	0.087	—	0.088	0.124	—	0.111	0.080	—	0.088	0.128	—	0.121
朝日中学校	0.082	—	0.085	0.094	—	0.095	0.068	—	0.073	0.102	—	0.094
竹来中学校	0.086	—	0.091	0.120	—	0.127	0.089	—	0.087	0.124	—	0.114
霞南至健中学校・霞ヶ浦高校	0.098	—	0.082	0.086	—	0.093	0.097	—	0.100	0.085	—	0.089
霞ヶ浦聾学校	0.080	0.089	0.085	0.133	0.151	0.146	0.079	0.080	0.089	0.135	0.134	0.138
ふたば幼稚園	0.060	0.073	—	0.123	0.118	—	0.067	0.061	—	0.119	0.118	—
阿見みどり幼稚園	0.056	0.055	—	0.123	0.098	—	0.059	0.064	—	0.115	0.102	—
荒川沖幼稚園	0.094	0.095	—	0.141	0.127	—	0.096	0.089	—	0.131	0.121	—
阿見幼稚園	0.082	0.086	—	0.168	0.164	—	0.086	0.089	—	0.163	0.143	—
中郷保育所	0.075	0.083	—	0.093	0.092	—	0.085	0.088	—	0.090	0.089	—
南平台保育所	0.089	0.069	—	0.098	0.098	—	0.074	0.064	—	0.101	0.086	—
二区保育所	0.076	0.070	—	0.140	0.130	—	0.088	0.089	—	0.136	0.117	—
学校区保育所	0.057	0.060	—	0.116	0.101	—	0.059	0.056	—	0.109	0.088	—
あゆみ保育園	0.047	0.055	—	0.128	0.107	—	0.060	0.056	—	0.115	0.103	—
阿見ひかり保育園	0.078	0.090	—	0.144	0.150	—	0.087	0.087	—	0.141	0.135	—
学校区児童館	0.068	0.081	—	0.135	0.111	—	0.069	0.079	—	0.123	0.112	—
二区児童館	0.083	0.075	—	—	—	—	0.082	0.076	—	—	—	—
総合運動公園(陸上競技場)	—	—	—	—	0.153	0.166	—	—	—	—	0.145	0.140
総合運動公園(野球場)	—	—	—	—	0.130	0.117	—	—	—	—	0.141	0.123
霞ヶ浦平和記念公園	—	—	—	—	0.210	0.189	—	—	—	—	0.192	0.204
ゆりの木公園	—	—	—	—	0.162	0.150	—	—	—	—	0.164	0.157
岡崎ふれあい公園	—	—	—	—	0.224	0.215	—	—	—	—	0.212	0.199
うずらの公園	—	—	—	—	0.084	0.084	—	—	—	—	0.096	0.083
本郷近隣公園	—	—	—	—	0.209	0.195	—	—	—	—	0.201	0.186
平均値	0.078	0.077	0.086	0.122	0.132	0.141	0.078	0.076	0.087	0.121	0.126	0.137

◎放射線測定 ▼使用機器：環境放射線モニタ ▼測定値：5回測定の平均値 ▼測定放射線：ガンマ線
※自然界からの放射線量を含む値です。また、機器の仕様で±10%程度の誤差が生じることがあります

◎シーベルトとは…放射線が人体にどれだけ影響を与えるかを表す単位です
1ミリシーベルト = 1,000 マイクロシーベルト

町の農産物について

町内産農産物について、「食品放射能測定システム」により放射性物質の測定を行っています。9月の測定結果については、次のとおりです。

▼放射性セシウムの測定結果（合計 15 検体）

（ ）内は測定検体数

項 目	検査品目
不検出	玄米、白米 (2)、ササゲ豆 (2)、サツマイモ (3)、キュウリ、ホウレン草、ネギ、ナス、スイカ、ゴボウ
基準値内のもの	ブルーベリー
基準値を超えたもの	該当なし

※「不検出」…「検出限界値」未満であることを表し、おおむね 25 ベクレル毎キログラムになります

※「基準値」…穀類・肉・魚・野菜などの「一般食品」は、100 ベクレル毎キログラムです

◎食品放射能測定システムの申込方法

農業振興課の窓口またはお電話（☎ 888-1111 内線 183）でご予約ください。測定は無料です。

◎ベクレルとは…ヨウ素やセシウムが放射線を出す能力を表す単位です

放射線をなるべく受けないようにするには？

放射線（外部被ばく）をなるべく受けないようにするには、主に①遮へい・②距離・③時間の3種類の方法があります。

①遮へい…放射性物質と自分の身体との間に遮へい物を置くこと

例：土は放射線の遮へい効果が高いため、雨どいの吐き出し口の土を天地返しなどして、土の表面に付着している放射性物質を土の中へと閉じ込める

②距離…放射性物質と自分の身体との間の距離を取る

放射線量は距離の2乗に反比例します。放射性物質からの距離を2倍にすると、受ける放射線量は4分の1になります

③時間…放射線を受ける時間を短くすること

時間を2分の1にすると、受ける放射線量も2分の1になります

例：放射線が比較的高いとされている雨どいの吐き出し口に長い時間滞在しない

土の中に埋没する除染方法

地面に降下した放射性物質は、ほとんどが地面から数センチメートルのところに留まっていて、空間の放射線量に影響を及ぼしています。したがって、その放射性物質を取り除く（土の中に埋設し、遮へいしてしまう）ことは、空間の放射線量を下げることにつながります。

土の中に埋設し、遮へいしてしまうには、次のような方法があります。

①天地返し…地面と下層の土を反転させてしまうこと

地面にあった放射性物質が、地下に埋設されることにより、空間への放射線の影響が下がります

②まとめて埋める…地面を削り取り、土のう袋などに入れて土の中に埋設してしまうこと

地面にあった放射性物質が、まとめて地下に埋設されることにより、空間への放射線の影響が下がります

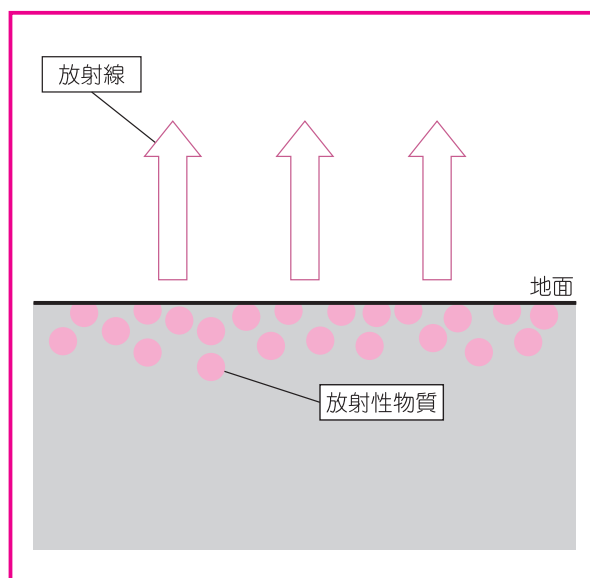
③かきはん…地面を耕運機などで攪拌すること

地面の放射性物質の濃度が薄まり、空間への放射線の影響が下がります

覆土の厚さ	放射線の遮へい効果
5cm	51%減
10cm	74%減
15cm	86%減
30cm	98%減

出典：除染実施ガイドライン（原子力災害対策本部）

▼地面に降下した放射性物質と放射線のイメージ図



阿見町の地域貢献・社会貢献活動団体

町民活動推進課 ☎888-1111 (272) / 町民活動センター ☎888-2051

『広報あみ』6月号から、阿見町を拠点に地域貢献・社会貢献活動を展開するNPO・ボランティア団体、いわゆる「町民活動団体」の情報を紹介するコーナーがスタートしました。町民活動センターでは、以下の要件に該当する町民活動団体からの掲載情報を募集しています。なお、情報紹介に際して電話番号の掲載が難しい場合には、町民活動センターを問い合わせ先代行として掲載することも可能ですので、ご相談ください。

【情報掲載可能な団体の要件】

- ▼社会貢献・地域貢献を主目的に活動していること
- ▼行政に事務局などを置かず、活動・会計処理などについて自立・独立していること
- ▼団体の所在地が町内にあること（活動を町外で展開されていても構いません）
- ▼政治・宗教または営利を目的としていないこと
- ▼暴力団などと関係するものでないこと

NPO 法人 ユーアイ阿見

元気いっぱいの「放課後子ども教室」を実施しています。

NPO 法人ユーアイ阿見は、子どもたちの健全育成・安全な居場所づくりを推進することを目的としており、その一環として「放課後子ども教室」を担当しています。

「放課後子ども教室」ってなんだろう？

放課後に、子どもたちが集まって遊んだり自主学習したりできる機会として、文部科学省の補助で推進している事業です。

平成22年度、阿見第一小学校と舟島小学校でモデル事業として実施され、平成24年度から阿見小学校と実穀小学校で新たに実施されています。

ユーアイ阿見では、子どもたちが楽しく活動できるプログラムを計画し、各学校に放課後子ども教室の「リーダー」や「学習アドバイザー」を配置しています。



▲七夕飾りの様子

どんなことをしているの？

学校の体育館やグラウンドでのスポーツを中心に、雨天時には、ぬり絵・折り紙・紙芝居などを実施しています。

私どもは、お預かりしている子どもたちが、自主性・社会性・協調性・創造性など将来に向かって必要な「生きる力」を身に付け、いきいきとした生活を送ることができるように支援・援助・協力したいという考えで指導にあたっています。

仲間や異年齢集団でのふれあいを深めることができるように、私ども学習アドバイザーが担い手となり努力してまいります。



▲スポーツ（ドッジボール）

●問い合わせ NPO 法人ユーアイ阿見 代表糸賀 ☎ 887-1311

■町民活動団体（NPO 法人・ボランティア団体）から ～参加者を募集しています～

● NPO 法人阿見アスリートクラブ・井手雅子と走る教室開催

初心者向けのウォーキングとスロージョギングを中心とした、楽しい教室です。これまで、7月・9月に教室が開催されましたが、井手コーチの経験談やトレーナーからの運動指導など、初めての人もゆったり取り組んでいただけたようです。第3段は、つくばマラソン本番へ向けた準備を、講座&実技でお知らせいたします。

期 日 11月17日(土)

時 間 午後1時～4時(▼講義:1時～2時▼実技:2時30分～4時)

場 所 総合運動公園陸上競技場

募集人数 40人程度(定員で締切)

参 加 料 1,000円(初めての人は別途保険料:1,850円/平成25年3月までの期間)

申込期間 11月16日(金)まで

申込方法 電話またはファクシミリ・Eメール(氏名・住所・電話番号を明記)で下記に申し込む

そ の 他 詳細は、http://art.hiho.jp/marathon/academy_panf3.pdf をご覧ください

問 合 せ NPO 法人阿見アスリートクラブ ☎ 887-1185 FAX887-0911

▼Eメール:info@art.hiho.jp



◀▶ 9月教室開催時の様子



■活動報告コーナー

クリニカルアート(臨床美術)作品展が、土浦市の県南学習センター・ホワイエで9月4日(火)～11日(火)まで開催されました。

クリニカルアート(臨床美術)とは

独自のアートプログラムに沿って創作活動を行うことにより脳が活性化し、認知症の症状が改善されることを目的として開発されました。

臨床美術士が一人ひとりの参加者にそった働きかけをすることで、その人の意欲と潜在能力を引き出していきます。

今回の作品展を開催した牧めぐみさんは、自身の祖母の介護を経験したことから、「お年寄りの笑顔が見たい」という思いを持ち続け、臨床美術の指導を始められた人です。

活動センターにおいても、センターの交流会のひとつである「地域コミュニティ独立会」などに参加したことをきっかけに、手軽に手に入るクレパスを使った講座「クレパスで描こう」を今年度から開始されていたところですが、それ以前から近隣の高齢者施設3か所において10年にわたり、臨床美術を指導されてきました。指導を初めたうちは、絵を描くのは苦手!という人ばかりでしたが、回を重ねるごとにすてきな作品が増えてきたそうです。

今回の作品展は、その長年の指導の中で描かれてきた作品を初めて展示したもので、自由に表現する楽しさにあふれた作品が展示されていました。

描いた作品を見た遠方の孫が掛けてくれる「おばあちゃんよく描けているね」という言葉を楽しみにして、牧さんの講座に参加される人もいらっしゃるようです。

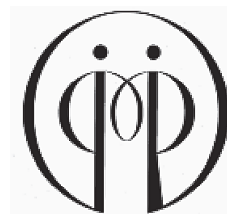


■町民活動センターから ～NPO 法人・ボランティア団体の皆さんへ～

「パソコンの操作がうまくなったら」「団体のホームページをつくれたら」そんな風に思ったことはないでしょうか。町民活動センターでは、さまざまなパソコン関係の講座が開催されています。毎月「広報あみお知らせ版」に講座日時などを掲載していますので、ぜひ一度ご覧いただき、お問い合わせください。

社会全体で取り組む 男女共同参画社会

～ 11 月は男女共同参画推進月間です～



このマークは男女共同参画社会のシンボルマークです

町民活動推進課 ☎888-1111 (271～272)

男性にとっての男女共同参画

男女共同参画は女性だけの問題だと思いませんか？「男は仕事、女は家事」といった固定的性別役割分担意識は、時代とともに変わってきているものの、依然として根強く、残っています。

男性も女性も固定的な性別役割分担意識から解放され、自分らしく、互いに支え合いながら生きられる社会、それが男女共同参画社会の目指す姿です。

男女共同参画が敬遠される理由

1955～1973年の高度経済成長の時代は、男性は長時間労働が当たり前となり、家庭を顧みる時間はなく、女性は「専業主婦」として必然的に家庭を守らざるを得なかった。そのわずか20年間で、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識が形成され、その後、定着し日本は奇跡の高度経済成長を成し遂げ、その成功体験がいまだに根強く男性に残っているのでしょう。「男女共同参画」は、性によって役割・生き方などを規定することを否定することから始まり、仕事も家庭も地域も男女ともにの考え方が基本ですから、仕事だけしっかりやればいいと思っている男性には敬遠されるかもしれません。

固定的性別役割分担意識からの解放

今は、高度経済成長期とは違い、正社員の道は少なく、若い人たちにも非正規雇用で働く人たちが増えています。夫片働きで家計を維持するのは難しくなり、女性も働いて収入を得る必要性が高まっている時代です。つまりこれからは、男性も頑張り過ぎるのではなく、男女で協力し合ってつくる男女共同参画社会の時代です。

男性・女性の新しい関係

男女共同参画は、働くことだけではなく、自分の人生は自分で決め多様な生き方を大切にすることです。今後、共働きはさらに増え、「男女の関係はパートナーの時代」となり仕事と生活を共に充実させることが大切です。特に男性は、仕事の仕方・働き方を見直す必要があります。つまり、「ワーク・ライフ・バランス」です。ワーク・ライフ・バランスは、仕事を合理的に進めなければ、生活にかかわるゆとり時間も捻出できないわけで、むしろ経営者にも利益をもたらす、不況の時こそ「ワーク・ライフ・バランス」と言われます。

地域における男女共同参画

地域コミュニティは家族と同様、私たちにあって、最も身近な暮らしの場として重要です。しかし現代は地域の人間関係の希薄化が進みつながりが弱くなっています。一方、核家族や単身世帯の増加が進むことで、防犯活動・子育て支援活動・高齢者の見守り活動など、地域活動への期待は強まっており、その要望も多岐にわたっています。また、東日本大震災の教訓として、地域の絆は不可欠であることがあらためて感じました。その地域の力を高めるためには、多様な視点を反映した地域運営が必要です。特に地域生活での女性の視点を生かし、地域の実情にあったニーズに的確に対応するためには、地域における「決め事」の場に女性の参画が求められます。

求められる女性の政策・方針決定過程への積極的参加

国は地域における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を目指しています。男女がともに地域の活動に参画することは、多様な主体・視点をもつという観点から、地域の活性化、暮らしの改善のために必要不可欠だと思います。今後は、特に女性も地域活動の一員となるだけでなく、政策・方針決定過程に積極的に参画することが期待されています。

DVは立派な犯罪です。身の危険を感じたら警察へ

1人で苦しんでいませんか？ 自分が我慢すればと思いませんか？

「阿見町協働の指針検討委員会」を開催しています

町民活動推進課 ☎888-1111 (271・272)

広報あみ 8 月号でもお知らせしたとおり、現在、町では「阿見町協働の指針（仮称）」を策定するために「阿見町協働の指針検討委員会」を開催しています。

「協働」ってどういうこと？

少し前までは「公共」、つまり「みんなの幸せ」は行政が担うものと考えられていました。

しかし、時代は変わり、行政だけでなく町民や企業なども社会・地域のために行動する一員であり、それぞれ立場は違うけれど、一方では「みんなの幸せのために」という共通の目的を持った仲間でもあると考えられるようになったのです。

そうした立場の違うもの同士が、「みんなの幸せのために」という共通の目的を持って連携・協力することで、より良い効果を生み出そうとする考え方。それが「協働」と呼ばれています。

「協働」が生み出す効果は？

▼公共サービスの質や幅の広がり

町民のアイデアや能力が生かされることによって、これまで以上の「みんなの幸せ」を生み出せることが最大のメリットといえます。

▼町民の手によるまちづくりが促進される

協働するということは、どのような取り組みを行うか「提案する」「協議する」などの作業が必要になります。このような経験を通して、まちづくりを担っていくための意識と力を育むことができます。

▼行政の体質改善につながる

協働を実体験することによって、職員はあらためて「みんなで公共を担っていく」という意識が高まり、さらなる協働のまちづくりの推進につながります。

なぜ指針をつくるの？

立場や性格が違うもの同士が、うまく話し合ったり活動を共にするためには、「ルール」を決めておくことが大切になってきます。「指針づくり」は、まさにその「ルールづくり」と言い換えることができます。

また、協働しやすい状況をつくっていくためには、町民や行政などそれぞれが意識を変えていく必要があります。「どのように意識を変えていくべきか」、また「そのためにはどのような取り組みが必要か」ということを示していくことも、指針をつくる目的のひとつです。

今後のスケジュール（予定）

11 月	12 月	平成 25 年 1 月	2 月	3 月
第 4 回検討委員会		パブリックコメント		
	第 5 回検討委員会		第 6 回検討委員会・指針策定	

指針検討委員会も予定開催回数の半分を終え、ちょうど折り返しに入ったところです。開催状況などは、町のホームページからも確認いただけますので、ぜひご覧ください。

安心・安全な生活のために防犯対策を

交通防災課交通防犯係 ☎888-1111 (276・277)

安全・安心な生活のために、防犯意識・防犯対策を欠かすことはできません。常日頃、防犯意識をもってその予防・対策に取り組み、皆さんで犯罪のないまちづくりを実現しましょう。

阿見町で還付金詐欺発生

9月と10月に阿見町で振り込め詐欺が発生しました。9月の犯人は社会保険事務所の職員を名乗り、医療費の還付金があるといった還付金詐欺でした。10月の場合は「夫のいる女性との間に子どもができ慰謝料が払えない」などというオレオレ詐欺でした。

振り込め詐欺は、一人暮らしの高齢者などを狙い、家族を心配する人の心の中に入り込み、多額の現金を振り込ませるなど非常に悪質な犯罪です。詐欺犯人たちは次から次へと悪質巧妙な手口を考えています。被害に遭われた人のほとんどは、「振り込め詐欺については知っていたが、まさか自分が被害に遭うとは思っていなかった」と話しています。あなたところにもかかってくるかもしれない振り込め詐欺を撃退しましょう。

「振り込め詐欺」の種類

●オレオレ詐欺

あらかじめ被害者宅に電話をかけ、親族を装い、「電話番号が変わったから」などと言って、犯人らの使用している電話番号を伝え、後日その電話を使って被害者に電話をかけ、犯行に及びます。



○犯人のだまし文句の一例

「会社の金を使い込んだ。返さないとクビになってしまう」「友人の借金の保証人になった。その友人が夜逃げした」「酒を飲んで上司の車を運転して事故を起こした」など

○被害に遭わないために

▼「オレだけど」という電話には、安易に答えたり、名前を呼んだりしない▼あわてず電話を切って、本人や勤務先、警察に連絡して事実かどうか確認する▼家族の緊急連絡先（携帯電話以外のもの）や役場・税務署・社会保険事務所などの電話番号を書いて、電話のそばに貼っておく▼振り込みはその日にしない。一人で振り込むことはしないで、必ず誰かに相談をする。相談する相手がなければ警察に相談する

●還付金詐欺

税金還付などの手続きを装い、指定の電話番号へかけた被害者にATMの操作を指示し、気がつかないまま犯人が管理する口座に振替送金の手続きをさせます。

○犯人のだまし文句の一例

「税金の還付金がある。手続きをするため国税局に電話してほしい」「17年度分の税金の還付金がある。関東信越国税局に電話してください」「約6万円の還付金がある。東京国税局に連絡してください」など

○被害に遭わないために

▼身に覚えがないのであれば、無視すること。電話すると個人情報を知られたり、脅かされたりするので、絶対に電話を掛けない▼「不安なことがある。どうかな」と思ったら、警察・消費生活センターに相談する

「振り込め詐欺」撃退のポイント

- ▼「風邪を引いて声が変わった」
- ▼「電話番号が変わった」
- ▼「カードを預かる」
- ▼「ATMで医療費還付」
- ▼「必ずもうかる」



- 契約した覚えがない請求は無視してまず相談
- 相手に連絡を取る前に警察に相談
- 在宅中でも留守番電話設定

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館 ☎891-3344 業務時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

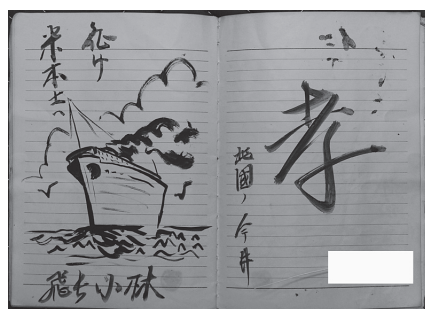
企画展『甲飛 14 期生～特攻が始まった年の入隊者たち～』開催

予科練の甲種第 14 期生は昭和 19 (1944) 年から入隊を開始しますが、ほかの期をしのぐ 4 万人を超える入隊者を数えています。しかし、戦局の悪化にともなって教育は途中で中止となり、さまざまな特攻兵器の要員として訓練を受けることになります。資料をもとに、14 期生の意味を考える展示です。

▼期日:11 月 20 日(火)～平成 25 年 3 月 31 日(日)

▼場所:予科練平和記念館 20 世紀ホール

▼観覧料:常設展観覧チケットでご覧いただけます



▲予科練生のノート

レコード鑑賞会開催

昭和の SP レコードを昭和 7 (1932) 年製の卓上蓄音機で鑑賞します。クラシカルな音色をお楽しみください。

▼期日:11 月 23 日(金)

▼時間:午後 5 時から

▼場所:予科練平和記念館ラウンジ

▼その他:入場無料

※詳細はお問い合わせください



▲昨年の様子

よみきかせ『おはなしおさんぽの会 & 昔の遊びをやってみよう! の会』開催 (参加無料)

人気企画。お子さんに聞かせたいえりすぐりの絵本のよみきかせを行います。よみきかせの後は、館と公園をめぐる秋のスタンプラリーに挑戦してみましょう。

▼期日:11 月 24 日(土)

▼時間:①午前 10 時 30 分から②午後 2 時から ※ 各回約 1 時間

▼場所:予科練平和記念館ラウンジ

▼対象:小学校高学年まで ※未就学児は保護者同伴

▼その他:予約不要。手ぶらでお越しください



▲前回の様子

元予科練生による講演会開催

元予科練生をおまねきして、当時の体験などをうかがいます。

▼日時:12 月 16 日(日) 午後 2 時から

※詳細は『広報あみ』12 月号でお知らせします

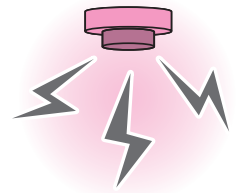
◎学芸員のつぶやき

文化の日、勤労感謝の日と、11 月は祝日が二日あります。文化の日(11 月 3 日)は、戦前から明治節(明治天皇の誕生日)として祝日でしたが、戦後同じ日に日本国憲法が公布されたため引き続き祝日となりました。勤労感謝の日(11 月 23 日)は、もともと宮中祭祀の一つである新嘗祭が戦後変化した祝日です。休日を楽しみながら、歴史に思いをはせてみてはいかがでしょうか。

▼予科練平和記念館ホームページ:<http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

ついていますか？

住宅用火災警報器



平成 23 年 6 月 1 日からすべての住宅に設置が義務化されました

問い合わせ 消防本部 ☎887-0119

火 災の怖さを真剣に考えたことがありますか？ 火災から大切な家族の命を守るために、自分自身の命を守るために、地域の安心・安全を守るために、住宅用火災警報器を設置しましょう。

■設置対象

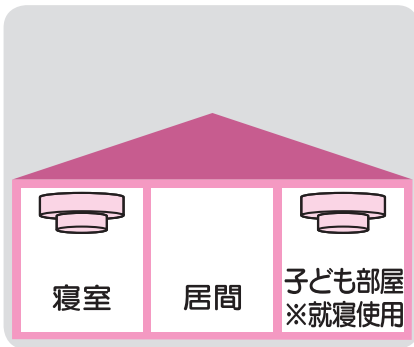
次に該当する住宅は、設置が義務化されています。

- ▼戸建て住宅
- ▼共同住宅
- ▼併用住宅（店舗併用・事務所併用）の住宅部分

■設置場所

- ▼寝室・就寝に使用する部屋（子ども部屋なども含む）の天井または壁面
- ▼階段・就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井または壁面

平屋建住宅の設置例

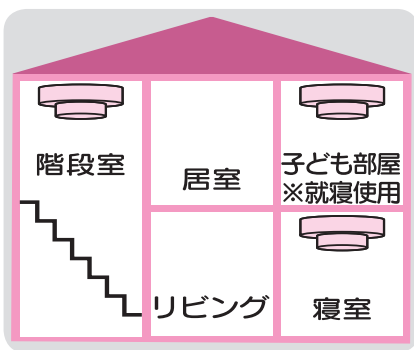


■設置した後は：

火災警報器は命を守る大切な機器です。「いざ」というときにきちんと作動するように、手入れと点検をしましょう。

- 警報が鳴ったとき
- ▼火災のとき
- ▼大声で周りに知らせ、119通報をしてください
- ▼可能なら消火、消火が困難なときは速やかに避難をしてください
- ▼火災ではないとき
- ▼火災以外の煙などを感知して警報が鳴ったときは、

2階建住宅の設置例



●点検の方法

正常に作動するか、月に一回点検しましょう。
●お手入れをしましょう
警報器はホコリがつくと火災を感知しにくくなります。汚れが目立ったら、乾いた布で拭き取りましょう

▼テストをしましょう
テストは、ボタンを押したり、ひもがついているタイプのものは、ひもを引いて行えます



ひもタイプ



ボタンタイプ

▼音が鳴らない
電池はきちんとセットされていますか。電池切れではありませんか。
※詳しくは製品の取扱説明書をご覧ください

『火災予防ポスター展』開催

- ▼期間 11月7日(水)～13日(火) ※12日(月)を除く
- ▼時間 午前9時～午後7時
- ▼場所 中央公民館1階ホール
- ▼内容 小学生および中学生の作品展示

11月9日(金)～15日(木)は秋季火災予防週間です

標語 消すまでは 出ない行かない 離れない
命を守る「7つのポイント」

- ▼3つの習慣 ①寝たばこは絶対にやめる ②ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- ▼4つの対策 ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する ②寝具・衣類・カーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する ③火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器を設置する ④お年寄りや体の不自由な人を守るために、近隣の協力体制をつくる

まちの できごと

ボーイスカウト キャンポリー開催

8月9日～13日、総合運動公園およびふれあいの森において、第18回茨城県キャンポリーが開催されました。

これは4年に1回開催されるボーイスカウトのキャンプ大会で、今回初めて阿見町で実施されました。隊員たちはテント設営や炊き出しなどの活動を通して、4泊5日という長期野営を楽しました。



8月9日～13日

『ザ・ビートピアコン サート』開催

9月1日、本郷ふれあいセンターにおいて、伝説のザ・ビートルズサウンドを再現したバンド『ザ・ビートピア』によるコンサートが開催されました。

会場には168人のお客さんが集まり、「Let It Be」や「Help」など全27曲が演奏され、昭和の高度成長期を象徴する懐かしい音楽で、会場の皆さんを魅了しました。



9月1日

町出身の陸上選手 世界大会の成績報告

9月16日、総合運動公園において、世界大会に出場した町出身の陸上選手による報告会が行われました。

楠康成さん(写真左)は、6月にスリランカで開催された第15回アジアジュニア陸上競技選手権の男子1500mに、久貝瑞稀さん(写真右から2番目)は、7月にスペインで開催された第14回世界ジュニア選手権大会の女子110mハードルに出場し、それぞれ優秀な成績を収めました。選手たちのこれからの活躍を期待するとともに、町としてもスポーツによる振興をより一層進めていきます。



9月16日

町内で6人が百歳到達 褒状・記念品贈呈

満百歳になる人へ、国・県・町および町社会福祉協議会からそれぞれ褒状と記念品が贈呈されました。

9月6日、山口やちゑ茨城県副知事が黒須いねさん(写真左上)を訪問し、褒状と記念品が贈呈されました。県では、高齢者の長寿を祝うとともに高齢者を敬愛する意識の啓発を図ることを目的として「長寿をたたえる事業」を行っており、その対象として黒須さんが選ばれ、今回の訪問となりました。

9月25日には天田町長が訪問し、褒状と記念品が贈呈されました。表彰を受けた人は、吉田きよさん、石塚志なのさん(写真右下)、久津見シツイさん、糸賀ハルさん(写真左下)、黒須いねさん、倉持昇さんの6人で、町内で百歳以上の人は17人となります。



9月6日



9月25日



9月25日

お知らせ

Information

『人権啓発講演会』開催

期日 12月16日(日)

時間 午後1時30分から(開
場:1時)

場所 本郷ふれあいセンター

講師 ▼杉尾秀哉氏(TBS
テレビ報道局解説・専門記者
室長)▼うゝみ氏(シンガー
ソングライター)その他 入場無料・事前申込
不要。手話通訳・保育サービ
スあり問合せ 総務課総務係 ☎
888-1111(215)『弁護士による無料法
律相談会』開催町消費生活センターでは、消
費生活に関する相談や多重債務
などでお困りの人を対象に、無
料法律相談会を開催します。当日は、弁護士と消費生活
相談員が同席して相談に応じ
ます。相談料は無料ですので、
この機会にお気軽に相談く
ださい。

期日 12月7日(金)

時間 午後1時～4時(1人)

30分程度・予約制)

場所 役場3階302会議室

対象 原則、町内在住・在勤
の人。次のいずれかに該当す
る場合、受付できません▼同
じ相談を継続して希望する人現在調停または裁判中の
募集人数 4人(定員で締切)
申込方法 電話または直接左
記へ申し込む問合せ 町消費生活センタ
☎888-11871 ※土・
日・祝日を除く午前9時～正
午および午後1時～4時

第65回町成人式典

期日 平成25年1月13日(日)

時間 ▼受付:午前9時15分
から▼式典:10時から ※式
典終了後、記念写真撮影

場所 町民体育館

対象 町に住民登録している
平成4年4月2日～平成5年
4月1日生まれの人 ※町外
転出の参加希望者は、左記に
お問い合わせください問合せ 中央公民館 ☎888
-2526『第4回町健康ウオー
キング』参加者募集

期日 11月18日(日)

時間 午前8時役場出発
行き先 竜神峡と竜神大吊橋
(約7km、長い階段あり)(常
陸太田市天下野町)募集人数 45人(定員で締切)
※参加決定者には後日連絡参加料 1270円 ※左記
窓口で納めるか当日受付で納
める申込期間 11月6日(火)～14
日(水) ※土・日を除く申込方法 電話またはファク
シミリ(住所・氏名・年齢・電
話番号を明記)で左記に申し
込む社会資本整備総合交付
金事業『事後評価原案
の公表』町では、平成20年度から平成
24年度にかけて、『社会資本整
備総合交付金(旧まちづくり交
付金)』を活用して『阿見吉原地
区』のまちづくりに関する事業
(道路整備等)を実施していま
す。『社会資本整備総合交付金』
では、事業実施前の計画段階で
数値目標を設定し、事業最終年
度に目標達成を確認するための事後評価を行い、さらには事後
評価書の原案を公表することに
なっています。また、事後評価についての皆
さまのご意見をいただき、今後
のまちづくりの参考にさせてい
ただきたいと思っておりますので、
よろしく願います。公表期間 11月9日(金)～22
日(木) ※窓口での閲覧は土・
日を除く公表方法 都市計画課窓口で
の閲覧および都市計画課ホー
ムページに掲載します意見書の提出 11月22日(木)
までに、Eメールまたは郵送
で左記に提出する問合せ 〒300-00392
阿見町中央1-1-1役場都市
計画課計画係 ☎888-
1111(245)▼Eメ
ール:toshikeikakuka-ofc@
townaml.gip

オータムコンサート開催

期日 11月18日(日)

時間 午後1時30分開演(開
場:1時)

場所 中央公民館ロビー

出演者 ▼すずらん(コーラ
ス)▼スタジオアルパ(イン
ディアンハープ)入場料 無料
問合せ すずらん 花摘 ☎
888-2316

〈広告欄〉

住まいのことなら美都住建へ

当社は、注文建築にこだわり、1棟1棟
まごころを込めて建築してまいりました。
お客様一人一人のご要望や個性を最大限
に尊重し、
ライフスタイルに合わせ
た、10年20年先を見
据えたご提案をしていま
す。新築・増改築など、
お気軽にご相談ください。

建業業知事免許(般-24)第22375号 【本 社】阿見町実穀 1283-10
(株)美都住建 TEL.029-842-7196
【陶板浴 和】阿見町中央 1-5-32

**リフォームのことなら
増改築相談員のいる当店へ!!**

傷んでる箇所を何とかしたいけど、どんなリフォームをしたら
いいのかわからない...
費用はどれ位かかるんだろう...など
住まいのリフォームを計画している方々は様々
な問題を抱えていると思います。
増改築相談員は、リフォームに関する専門的な
知識・経験を活かし、これらの問題に適切な
アドバイスをいたします。お気軽にご相談ください。

屋根材
T・ルーフ
美しいデザイン・雨音が静か
軽いから地震に強い
丈夫で優れた耐久性
リフォームにも最適
詳しくはお問合せ下さい。

茨城県知事免許(4)第5548号
(有)美都和ワ
阿見町中央 1-5-32
TEL.029-891-2200

『町障害者による作品展』作品募集

12月3日～9日の障害者週間に合わせ、障害者による作品展を開催します。作品のご応募・ご見学をお待ちしています。

▼期間 12月3日(月)～7日(金)

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼内容 障害者による作品 ※壊れやすいもの・貴重品はご遠慮ください

▼対象 町内在住の身体・知的・精神障害者

▼申込期間 11月30日(金)まで

▼申込方法 直接左記に持参して申し込む

▼問合せ 障害福祉課(総合保健福祉会館内) ☎888-2943

『介護教室』受講生募集

▼日時 ①11月20日(火)午後1時30分～4時30分 ②11月26日(月)午後1時30分～3時

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼内容 ①救急蘇生法・AED講習 ②高齢期の住まいづくり

▼講師 ①町消防署職員 ②パナソニックエイジフリー介護チ

▼対象 町内在住または在勤で、介護に関心のある人

▼募集人数 ①20人 ②30人(ともに定員で締切)

▼参加料 無料

▼申込期間 11月14日(水)まで ※土・日を除く

▼申込方法 電話で左記に申し込む

▼問合せ 町地域包括支援センター ☎887-8124

『町シルバー人材センター』から

▼入会説明会開催 当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人が対象(入会承認制)

▼期日 11月20日(火)

▼時間 午前10時～正午

▼場所 (社)町シルバー人材センター(総合保健福祉会館『さわやかセンター』別館)

▼『マイホームのミニ営繕』引き受けます マイホームの床の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の雑役、庭木のせん定、草刈り、草取りなどを行います

▼問合せ (社)町シルバー人材センター ☎888-2036

あなた一人で悩んでいませんか

人にはみな人権があり、それぞれが個人として人権を尊

重されなければなりません。しかし、残念ながら女性に対する人権侵害が依然として発生しており、大きな社会問題となっています。

水戸地方法律局および県人権擁護委員連合会は、平成12年度からさまざまな活動を通じて女性の人権問題に取り組んできました。その一環として、悩みを持った女性が気軽に相談できる専用の電話「女性の人権ホットライン」を設置しました。

職場における男女差別やセクハラ、夫やパートナーからの暴

力、ストーカー行為などの女性に対するあらゆる人権侵害について相談を受け付けています。秘密は厳守します。

▼期間 11月12日(月)～18日(日)

▼時間 午前8時30分～午後7時 ※土・日は午前10時～午後5時

▼電話番号 0570-0701

▼相談員 人権擁護委員・法務局職員

▼問合せ 水戸地方法律局人権擁護課 ☎029-2227-9919

行政区だより

各行政区で行われるイベントなどの情報を掲載しませんか? 『広報あみ』のお知らせページにおいて、「行政区だより」として紹介していきます。

掲載する内容については、電話または直接秘書課にご連絡ください。広報紙編集の都合上、開催の約2か月前までに原稿を提出してください。また、開催期日や内容などによっては掲載しかねる場合もあります。詳しくは、秘書課広報係にお問い合わせください。

▼問合せ 秘書課広報係 ☎888-1111 (283)

『ミニ・ギャラリー』開催

▼期日 ①11月17日(土) ②18日(日)

▼時間 ①午前9時～午後6時
②午前9時～午後3時

▼場所 富士団地公会堂

▼主催 富士団地女性の会

▼問合せ 会長 山口 ☎887-8188

〈広告欄〉

あなたはもっと飛躍できる

＜入試説明会＞ 11月17日(土)
10:00AMより本校にて

※中学校を通してか、本校ホームページよりお申し込みください。

霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380
URL. <http://www.kasumi.ed.jp>

～一人一人が主役になれる～

＜入試説明会＞ 11月18日(日)
10:00AMより本校にて

※電話・ホームページよりお申し込み下さい。

霞南至健中学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016
URL. <http://www.kananshiken.ed.jp>

こまったときは

● 定例相談 ●

人権相談／行政相談

日 時 ① 11月1日(木) ② 12月6日(木)

午前 10 時～午後 3 時

場 所 役場 3 階 305 会議室

問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111 (216)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前 9 時～午後 4 時

場 所 中郷保育所内

訪問相談 随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター

☎ 891-2772

教育相談

日 時 火～金曜日 午前 9 時～午後 3 時

場 所 図書館となり

問い合わせ 教育相談センター ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後 1 時～4 時

弁護士相談 月 1 回午後 1 時～3 時 30 分 (毎週水曜日の心配ごと相談で要予約)

場 所 総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

結婚相談

日 時 第 2・第 4 土曜日 午後 1 時～4 時

場 所 総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

場 所 町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター

☎ 887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日

午前 9 時～正午、午後 1 時～4 時

場 所 役場 1 階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日 時 月～金曜日

午前 9 時～正午、午後 1 時～4 時 45 分

弁護士相談 水曜日 午後 1 時～4 時 [要予約]

場 所 県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所

☎ 823-1123

● 公共機関電話番号 ●

役場

☎ 888-1111

うずら出張所

☎ 841-1167

健康づくり課

☎ 888-2940

障害福祉課

☎ 888-2943

水道課

☎ 889-5151

下水道課

☎ 829-5500

霞クリーンセンター

☎ 889-0091

消防本部

☎ 887-0119

火災情報案内

☎ 887-2600

中央公民館

☎ 888-2526

君原公民館

☎ 889-1363

かすみ公民館

☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター

☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター

☎ 840-2761

図書館

☎ 887-6331

学校給食センター

☎ 887-1430

地域子育て支援センター

☎ 891-2772

福祉センターまほろば

☎ 887-3969

総合運動公園

☎ 889-2788

教育相談センター

☎ 888-1225

町民活動センター

☎ 888-2051

消費生活センター

☎ 888-1871

社会福祉協議会

☎ 887-0084

シルバー人材センター

☎ 888-2036

うしくあみ斎場

☎ 830-9888

町民ダイヤル (休日

当番医・定例相談等の

テレホンサービス)

☎ 887-6600

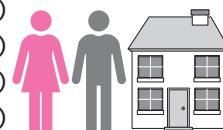
● 人口と世帯 ●

● 総人口 47,729 人 (+ 28)

● 男 性 23,693 人 (+ 13)

● 女 性 24,036 人 (+ 15)

● 世帯数 18,338 世帯 (+ 27)



▽ 10 月 1 日現在

▽ 常住人口ベース

▽ () 内は前月比

▽ 総務課調べ

11 月の納税等

国民健康保険税 (6 期)

後期高齢者医療保険料 (5 期)

納期限 11 月 30 日 (金)

12 月の納税等

固定資産税 (3 期)

国民健康保険税 (7 期)

後期高齢者医療保険料 (6 期)

介護保険料 (5 期)

納期限 12 月 25 日 (火)

※ 納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

交通事故発生状況 9 月 (前月比)

消防本部調べ

出場件数 13 件 (- 5)

軽 傷 9 人 (- 11)

中 傷 4 人 (+ 3)

重 傷 1 人 (- 1)

※ 救急車の適正な利用をお願い

します

死 亡 0 人 (± 0)

合 計 14 人 (- 9)

『広報あみ』は、毎月第 2・4 (12 月は第 3) 金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼ 公共施設: 役場 1 階正面玄関・ロビー、役場 2 階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼ その他の施設: 阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店